

第4章 入学・退学・休学・復学及び除籍

(入学の時期)

第6条 入学は毎年4月とする。

(入学資格)

第7条 第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者
- 四 文部大臣の指定した者
- 五 大学入学資格検定規定により、文部大臣の行う大学入学資格検定試験に合格した者
- 六 文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 七 その他本学において、相当年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願及び検定料)

第8条 入学志願者は所定の入学願書を提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法については別に定める。
- 3 入学検定料については第30条第1項の定めるところによる。

(入学者の選考)

第9条 前条の入学志願者に対して選考試験を行う。

(入学の手續及び入学許可)

第10条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、第30条第1項に定める入学金を納入しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第11条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により編入学できる者は次の各号の一に該当する者とし、入学許可人数については各学部規程に定めるところによる。

- 一 他の大学を卒業又は退学した者
- 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程で文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(ただし、学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る)

3 第1項の規程により再入学又は転入学できる者は、本学を中途退学した者又は、他の大学に在学中の者で転入学により当該大学を退学する者とする。

- 4 第1項の規程により入学を許可された者についての履修方法は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(転部)

第12条 本学在薄者で他学部へ転部を志望する者がある時は、当該両学部教授会の議を経て転部を許可することができる。

- 2 転部の選考方法は別に定める。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第14条 病気及びその他の事由により引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得てそ

の学年の終りまで休学することができる。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年に限り休学を許可することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(転学)

第15条 転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(海外留学)

第16条 留学を希望する者は、学長の許可を得て外国の大学又は短期大学に留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年に限り第28条第1項に定める期間に算入する。

(復学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅したときは、教授会の議を経て学長が復学を許可することができる。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する

- 一 第32条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第14条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者